

## 1 開催日時

令和5年9月28日（木）午後2時～午後4時

## 2 場所

市川市役所第2庁舎4階大会議室2

## 3 出席者

### (1) 委員

丸谷会長、村山副会長、石原委員、木下委員、山崎委員、松村委員、久保木委員  
（欠席：山極委員）

### (2) 所管課

障がい者支援課加藤課長、鳥羽主幹、樋口主幹、夏見副主幹、石田主査  
発達支援課内池課長、浅田副主幹

## 4 傍聴者

なし

## 5 内容（敬称略）

### （開会）

事務局： 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、山極委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席委員は7名で、半数以上の委員の方のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたします。

計画作成に係る障がい者福祉専門分科会については、本日の第2回分科会を最後とする予定であります。

今回の分科会で、概ねのまとめとさせていただき、計画案に反映させて、10月20日の第3回市川市社会福祉審議会を迎え、それを踏まえてパブリックコメント手続に進んでいく予定としておりましたが、つい一昨日、これが変更となりまして、10月20日の社会福祉審議会の開催を、11月中旬の開催に延期させていただくことになりました。

急遽のご連絡となり、また、本日のこの場でのご連絡となり、大変申し訳ございません。

11月中旬の開催日程については、現在調整中ですので、決まり次第、事務局から皆様にご連絡を差し上げます。よろしくお願いいたします。

そのため、本日の分科会でご意見やご質問をいただきまして、それを計画案に反映させ、10月中に、皆様にメールや郵送でご連絡を差し上げようと思います。

それを経て、11月の第3回社会福祉審議会に計画案を提示して、その後、12月初旬頃から、パブリックコメント手続に進んでいく予定であります。

また、本日は、大変申し訳ございませんが、障がい者支援課長の加藤が、3時30分頃、所用により中座させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、ここからの進行につきましては、丸谷会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 : それでは、ただいまから、令和5年度第2回障がい者福祉専門分科会を開会いたします。

まず、会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。

事務局からは、本日の議題の中では、非公開とする内容は含まれていないと伺っております。

本日の会議を公開するかどうかは、全ての議題の審議に先立って決定することとなっておりますが、本日の会議は全て公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 : それでは、本日の会議は公開といたします。

では、本日傍聴希望の方がいらっしゃれば、ご入室いただきたいと思います。

事務局 : 本日は傍聴希望者はありません。

#### 議題(1) 第5次いちかわハートフルプラン案について

会長 : では、本日の議題(1)、「第5次いちかわハートフルプラン案について」を、所管課よりポイントのご説明をお願いいたします。

加藤 : 障がい者支援課長の加藤です。よろしくお願いします。

本日お示した第 5 次いちかわハートフルプラン案は、前回の障がい者福祉専門分科会と、8 月 21 日に開催しました市川市自立支援協議会でいただいた質問や意見を踏まえ、必要な修正等を行ったものになります。

前回の分科会は、8 月 7 日に開催いたしましたが、その後、8 月 21 日に、市川市自立支援協議会を開催し、こちらでもご質問やご意見をいただきました。

市川市自立支援協議会は、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき設置する会議であり、「関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ために設置しているものです。

市町村は、障害福祉計画・障害児福祉計画を作成するときは、この協議会の意見を聴くよう努めなければならない、と法律で定められているため、今回、ご意見を伺いました。

また、この自立支援協議会のほか、市川市自立支援協議会の関連会議である、相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会の 4 つの部会からも、たくさんのご質問やご意見をいただきました。

それらの詳細は、別紙「障がい者福祉専門分科会や市川市自立支援協議会からこれまでいただいた質問・意見」にまとめさせていただいております。

また、計画案に反映させた主な部分については、別紙「前回からの主な変更点」にまとめさせていただきました。

では、前回からの主な変更点を、第 5 次いちかわハートフルプラン案に沿ってご説明させていただきます。

第 5 次いちかわハートフルプラン案の 11 ページをお願いいたします。

こちらにありますとおり、前回の分科会におけるご意見を踏まえまして、障害者手帳所持者数のグラフに、実際の数を入れさせていただいております。

また、同様に、前回の分科会における意見を受けまして、14 ページには、自立支援医療の精神通院医療の受給者数も掲載させていただきましたので、ご確認いただければと思います。

次に、19 ページをお願いいたします。

こちらの、療育手帳所持者数の、「② 年齢別」の中の記載について、前回の分科会におけるご意見を踏まえまして、「割合で見ると 50 歳代の割合が最も増加している」という表現に改めさせていただきました。

また、21 ページ、22 ページをお願いいたします。

こちら、前回の分科会におけるご意見を踏まえまして、精神障害者保健福祉手帳所持者数の詳しい内訳を掲載いたしました。

こちらの、「④ 年齢・病名別」のグラフが、診断書に記載された病名の統計をとったグラフであり、ご覧のとおり、1 級では「F2」、統合失調症などにより、手帳を取得される方が最も多くなっております。

これが、2 級、3 級に移るにしたがって、「F3」、うつ病などの気分障がい得手帳を取得される方が徐々に多くなっていくことが分かります。

また、1 級に比べて、2 級、3 級では、「F8」や「F9」が多いのが分かりますが、こちらが、「広汎性発達障がいなどの心理的発達の障がい」や、「多動性障がい、行為障がい、情緒障がいなど」を指します。

22 ページの下のグラフをご覧くださいますと、10 歳代では「F8」の「広汎性発達障がいなど」が多く、20 歳代になると、これに加えて「F3」、うつ病などによる取得が多くなっていくのがお分かりになるかと思えます。

全体的に見ると、「40～50 歳代」の「うつ病など」が最多で、それに次いで、「30 歳代」の方や、「統合失調症の方など」が多く、病名で見ると、その次に「広汎性発達障がいなど」や「多動性障がい、行為障がい、情緒障がいなど」が多くなっておりました。

特に比較的年齢が若い層で、発達障がいにより精神障害者保健福祉手帳を取得している方が一定程度いることが分かりました。

では、次に 25 ページをお願いいたします。

こちらには、令和 4 年度実績と、項目ごとの総括を入れさせていただいております。

そのあと、42 ページをお願いいたします、

こちらには、障がい者団体や市川市自立支援協議会から新たにいただいた意見を、追加させていただきました。

こちらにありますとおり、非常に多岐に渡るご意見や課題提起をいただきました。

また、50 ページには、発達支援課において令和 5 年 8 月に実施いたしました調査の結果を掲載させていただいております。

これらを踏まえ、第 2 部障害者計画以降を改めて作成させていただいております。

65 ページをお願いいたします。

こちらの第 1 節第 1 項は、前回計画案では「子育て支援」としておりましたが、前回の分科会におけるご意見を踏まえまして、「障がい児支援」に改めさせていただきます。

また、全体的に、表現の手直しや、重点事業やその他の事業の記載など、様々な修正を行っておりますが、多岐に渡りますので、主なところに絞って申し上げてまいります。

72ページをお願いいたします。

こちらの、上から3つ目のマルの段に、就労する障がい者の就職後の支援に関することについて、新たに記載をさせていただいております。

「就労定着支援」という障害福祉サービスは、平成30年度から新たに創設されましたが、障害者雇用率の引き上げなどの影響もあって、就労する障がい者は増え続けており、就職した後のフォローアップも課題となってきております。

これについて、就労定着支援事業所の質・量の向上や、「市川市障がい者就労支援センターアクセス」で支援をしていくことなどを追記させていただきました。

次に、77ページをお願いいたします。

障がい者の地域における生活を支えるサービスの中で、「地域生活支援拠点等」や「地域活動支援センター」のほか、「強度行動障がいのある方の支援」や、「移動支援や日中一時支援」などにも課題があるというご意見を多くいただいております。こちらに、項目ごとに整理して追記させていただきました。

78ページの下からは、「強度行動障がいのある方への支援」についてのことを記載いたしましたが、本市の強度行動障がいのある方の状況を調べましたところ、障害福祉サービス等を利用している方の約15.3%の方が該当し、全国平均とほぼ同じ数となりました。

千葉県では、袖ヶ浦福祉センターの廃止に伴い、「千葉県重度の強度行動障がいのある方への支援システム」が構築されていますが、こちらの仕組みを活用するためには、市町村における新たな予算措置が必要となりますので、今後の予算確保を検討してまいりたいと思います。

また、79ページには、移動支援や日中一時支援に関することについて記載をさせていただきました。

これらのサービスは、市町村が対象者要件や報酬額を定めるものとなっており、見直しを求める声をいただいておりますので、今後の見直しを検討してまいりたいと思います。

次に、91ページをお願いいたします。

こちらには、前回の分科会におけるご意見を踏まえまして、重層的支援体制整備事業に関することと、精神保健福祉法の改正により市町村の精神保健の幅が広がることについて、追記させていただきました。

重層的支援体制整備事業は、市川市においては「よりそい支援事業」という名前で令和5年7月から実施をしておりますが、この事業に含まれる5つの事業のうち、市民の方からの相談を最初に受け止める段階である「包括的相談支援事業」には、基幹相談支援センターえくるで行う相談支援事業が含まれます。

えくるにおける相談支援は、よりそい支援事業の一部として、今後も、相談者の属性に関わらずに包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、えくる単独での解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図って対応していくこととなります。

また、その下のマルの段、精神保健に関する相談については、これまでも市町村において必要に応じて対応してまいりましたが、改めて、精神保健福祉法の改正により、法律に明記されたものとなります。

相談支援体制の整備に向け、改めて、関係機関との協働・連携や、相談や支援にあたる人材の確保などが求められるところですので、今後検討を進めてまいりたいと思います。

次に、94ページをお願いいたします。

こちらには、セルフプランに関することについて整理させていただきました。

セルフプランとは、障害福祉サービスの利用にあたって、相談支援専門員をつけずに、ご自身などでサービス等利用計画案を作成して、サービスを利用することを指しますが、サービスを利用する方の中には、ご自身で事業所探しや利用の調整などができ、相談支援専門員に頼むと逆に利用までに時間がかかる、などの理由で、あえて相談支援専門員をつけない方が一定程度いらっしゃいます。

市川市においてセルフプランを作成していらっしゃる方の割合は、こういった事業を考慮しても、全国平均などと比べて高い割合となっており、市川市の課題の一つであると認識しているところです。

この原因の一つとしては、計画相談・障害児相談の“受け皿”が不足していること、つまり、相談支援専門員が不足していることなどが考えられます。

セルフプラン率の高さは以前からの課題ですが、この“受け皿”を増やしていく施策を、引き続き検討してまいりたいと思います。

次に、少し飛びまして、134ページをお願いいたします。

こちらは「第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画」となりますが、こちらの、上から1つ目のマルの段に、「医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けのグループホームが不足しており、整備を進めていく必要がある」旨を記載いたしました。

これは、障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日以降、都道府県知事による障害福祉サービス事業者の指定に際して、市町村長が意見を述べる

ことができるようになることを受けたもので、意見を述べる上では、障害福祉計画に定めがあることが必要になるため、記載をさせていただいたものです。

市町村長が意見を述べることにより、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者の指定に当たって、「その事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件」を付すことができるようになり、また、条件に違反した事業者に対しては、勧告や指定取消しができるようになります。

この仕組みの詳細については、これから厚生労働省令などで示されることになっているため、今後発出される省令や告示に注意してまいりたいと思いますが、市川市では、自立支援協議会などで、重度の障がいのある方向けのグループホームが不足しているといったご意見を度々いただいておりますので、まずはこの点について県知事に意見を申し出ることを想定しております。

これに対し、事業者がただちに、重度の障がいのある方を受け入れられるグループホームを作ることまでは、難しいと想定されておりますが、その準備を進めるための研修参加等が、指定に当たっての条件となると思われます。

最後に、163ページから、「第4部 資料」を追加させていただきました。

こちらに、注釈が必要な語句について、用語解説として、できるだけ詳しく解説を載せさせていただいております。

以上が、主な修正点となります。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 : ありがとうございます。

資料については、事前に皆様、お目通しいただいているかと思えます。

何かご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。

石原 : 79ページの地域活動支援センターについて、先ほどのご説明では、何を見直していくというお話でしたでしょうか。

加藤 : 地域活動支援センターではなく、移動支援や日中一時支援などの地域活動支援サービスについて、見直しを検討していくというご説明をいたしました。

会長 : 他にございますか。

村山 : 前回からたくさんの意見や質問があり、それを計画の中に組み込むのは、大変だったろうと思いますが、ひととおり組み込まれた印象を持ちました。

78ページの地域生活支援拠点等の説明についてですが、市川市においては面的な体制の整備を進めることにしている中で、共同生活援助が地域生活支援拠

点等の機能と重複するというのがよく分からないので、ご説明いただけると助かります。

夏見 : もともと、国の通知等で示されていた地域生活支援拠点等の整備のイメージは、相談機能や緊急時の受入機能、地域生活の体験の機会の提供の機能といった、必要とされる 5 つの機能を集約して、障害者支援施設や共同生活援助事業所に付加した拠点、というものでした。グループホームの場合、長期入院されている方や施設に入所されている方が地域における生活に移行していくためのステップとなるイメージがあり、ここに書いてある障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業というのが、地域生活の体験の機会の提供をする事業のことであったため、このように書かせていただきました。

村山 : 市川市の現状から考えると、市川市では面的な体制の整備を進めることにしていますし、グループホームは暮らしの場という捉え方なので、体験の機会を提供するというのは、市川市ではないと思います。日中サービス支援型グループホームには必ず短期入所を設けることになっていますが、分かりにくいと感じています。市川市全体で見て、地域生活支援拠点等の整備を考えたときに、さらにどんな機能が必要か、暮らしの場か、体験の場か、というのを、明確に書いた方が分かりやすいかと思いました。これで分かる人には分かるかもしれませんが、現状との乖離があるかなと感じました。

夏見 : 面的な体制の整備は、多機能拠点整備とは違い、必要とされる機能が市町村全体で整備されていればいいという考えです。そのため、その市町村全体で社会資源を活用し、地域生活支援拠点等の趣旨を皆が理解し合って、障がい者の地域における生活を支えていく体制を整備するイメージです。地域にあるグループホームにも、その趣旨を理解してもらい、協力し合っていくことが必要で、グループホームも地域生活支援拠点等の一翼を担っていくことは想定されると思っています。

会長 : 他にはございますか。

久保木 : これまでの経緯を踏まえて色々と追加していただき、非常に細かくなってきているなという印象を受けています。



障害者手帳所持者数のグラフについてですが、同じ色が繰り返されているグラフがあるので、見やすくしていただけると助かりますし、パーセンテージの表示は、小数点以下 3 桁ではなく 1 桁で十分ではないかと思いました。

また、20 ページに、精神障害者保健福祉手帳所持者に関して、「いずれは 3 級の数が 2 級の数を上回ることが予想されます」とあるなど、予測を書いた部分がありますが、あえて書く必要があるかどうか疑問です。予測は削った方がいいのではないかと感じました。

鳥羽 : 色使いやパーセンテージの表示については、見やすく修正させていただこうと思います。

予測の部分のお話については、事実のみ書いた方がよいという趣旨と、傾向を書くことで、精神障がいの方の増加がマイナスの印象を与えるように見えるということでしょうか。

久保木 : はい。

鳥羽 : 委員の皆様のご意見を踏まえて検討したいと思いますが、会長、いかがでしょうか。

会長 : 前回の分科会での、分析の必要があるのではという意見を踏まえて、分析を入れていただいたのだと思っています。結果と分析を同時に入れるかどうかについては、まずは計画の中では結果のみに留めておく方が、今後の余地が残って、誤った読取りをしないで済むのではないかと思いました。他にはいかがですか。

木下 : 例えば、11 ページには、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にあるなどと書いてありますが、数字上は、見て判断してもらえばいい話で、じゃあ理由はあるのかとか、市の施策が何かあったわけではないと思うので、誘導するような、考え方を表に出すやり方は、ないのかなと。ちなみに、オストメイトで言うと、千葉県全体の身体障害者手帳所持者数は、この 5 年間で 1 割くらい増えていますが、市川市で見ると若干の減少傾向であり、その理由について以前にお伺いしましたが、分からないというお話でした。それぞれ色々な考え方があり、憶測があり、それぞれが感じていけばいい話なのかなと思うので、はっきりとした裏付けがないのであれば、数字だけの表現にしておくのがいいのではないかと思います。

会長 : 減少傾向にあるという表現で留めて、結果のみを述べた方がよいということですね。ここだけでなく他にもそういった表現があると思いますので、全体を見直していただくとよいかと思いますが、いかがでしょうか。

加藤 : 会長はじめ何人かの委員の方からご指摘がございましたので、そのとおり見直しさせていただく方向で進めたいと思います。よろしくお願いします。

会長 : よろしく申し上げます。他にはございますか。

村山 : 89 ページに、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化とありますが、ここでは、リハビリというイメージで捉えられていて、本来なら、障がいのある方も皆高齢化しているので、加齢による成人病や、持病、歯科の問題、耳の聞こえなどに対する医療の充実が望まれるわけです。それがこのハートフルプランになかなか書けないのですが、そういうものに対する医療との連携の記載が必要かなと思っています。多職種連携という言葉をよく聞きますが、障がい福祉分野で上手くいっていないかと思うので、そういう文言をどこかに入れていただきたいと思っています。

また、相談に関することは、91 ページや、123 ページ、137 ページあたりに書いてありますが、計画相談というものができたときに私たち当事者家族が期待したのは、相談支援によってサービスが組み立てられ、利用できるようになることを期待したのと、もう一つは、相談支援から見えるニーズを見える化し、サービス提供体制が整備されていくのを期待しました。相談支援専門員もえるも相談対応で忙しく、余裕がないのが分かるので、なかなか言い出せませんが、地域生活支援拠点等ができたのもそういう趣旨があるはずだと思います。ニーズを見える化し、それを基に市や協議会で検討して体制の整備を進めていくという姿を期待しました。それをしっかり書き込んでほしいと切実に思っています。相談から見えるニーズを見える化して、具体的なサービスの整備に向けて動いていく文言を、どこか一箇所でもいいので入れてほしいと思います。

鳥羽 : 一点目のお話については、障がい者の高齢化という現状もありますので、表現を検討していきたいと思います。

二点目のお話については、来年度から都道府県知事の事業者指定に際し、市町村長から意見を申し出ることができるようになりますので、重要なところだと思っています。役割としては、えるが相談支援を行う中でニーズの集約がされてくるかと思っていますので、まずはえるの人員拡充に向け、予算措置を検討して

おります。ご指摘の点は、計画の中でどこに含めるか検討していきたいと思いません。

会長 : 一点目については、医療分野や福祉分野など、分野間での連携が必要ということをお願いしていたのだと思います。そこが明確に記載されているとさらに分かりやすいのではないかと思います。

二点目については、えくるから相談の実績の報告はされていると思いますので、その中身の分析に入ることが次のステップとして必要というご意見だったと思います。その点をどこかに入れていただけたらと思います。

他にはございますか。

石原 : 45ページの⑩に書かれている意見は、おそらく地域生活支援拠点等コーディネーターからの意見かと思いますが、地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者の数が増加しており、十分に対応できなくなっているというご意見がありながらも、81ページにある重点事業では、事前登録者数が年々10人ずつ増えていく目標となっています。予算をしっかりと確保していただかないと、業務が回っていかなくなることが考えられますので、地域生活支援拠点等コーディネーターに係る予算の拡充も計画に反映していただきたいと思っています。

また、指定特定相談支援事業者の不足により、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等コーディネーターからケースを渡す先が少なく、地域生活支援拠点等コーディネーターや基幹相談支援センターが指定特定相談支援事業者と似たような動きをせざるを得なくなっている現状があります。指定特定相談支援事業者の不足は全国的な問題でもあり、対応は難しいですが、私は、計画相談支援や障害児相談支援の受け皿が足りていると、かなり地域の支援力が底上げされると思っています。それによって、基幹相談支援センターも、基幹相談支援センター本来の業務に集中することができます。is-net からも意見が出されていますが、基幹相談支援センターに予算をつけていくとともに、計画相談支援や障害児相談支援の受け皿の数も増やしていく必要があると思います。ここに手を打たないと、えくるの人員が増えても、相談支援が行き届くことにならないと思います。計画案には、(特定相談支援事業や障害児相談支援事業の受け皿を増やしていく手段について) 検討していくとありますが、どのように検討していくのか、しっかりと明記されると、先の見通しが持てる計画になるのではないかと思います。

会長 : 計画相談支援や障害児相談支援の受け皿が具体的にどのくらい増えていくとよいか計画に書けると、さらに良いということかと思えます。いかがでしょうか。

鳥羽 : 計画相談支援や障害児相談支援の受け皿の不足については、相談支援専門員の業務の兼務や報酬額の不足など、様々な要素が絡んでおり、具体的な方策がまだ見いだせないでいます。他市では、補助金制度を設けているところもあることは承知しております。一旦持ち帰り、引き続き検討したいと思います。

会長 : 色々な要素があり、どこから整理していくのか検討していくということですね。ありがとうございます。他にございますか。

木下 : 99ページの災害対策のところについてです。(2)には「非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます」と書いてありますが、(3)には避難行動要支援者名簿提供自治(町)会数が目標とされているだけで、自治会に丸投げしており具体性がほとんどないという印象を受けます。今は個別計画の作成に着手していると思いますが、そのあたりの具体的な策定をしていく段階に来ていると思います。千葉県でも着手市町村がいくつということしか出していないで、これから具体的にどうやっていくのかが出てくると思いますが、そういうところまで踏みこんだものになっていないといけなと思いますし、実際の地震の際には提供しないといけな話なので、具体的な次のステップに入っていけないといけなと思います。次の施策は違ったものにしたらどうかと思います。「平時における地域のつながりを促進します」と書いてあるなど、自治会任せに聞こえます。その他の事業についても、協定事業者と協力するなど防災訓練を実施しますとか、こういう大きな題目の中で、災害への備えというのが人任せ的な感じに見えます。もう少し突っ込んだ計画でないと、と思っています。先般、行徳か南行徳の自治会連合会が、自主的に避難訓練をしたとのことですが、その際の中身を見ても、名簿についてとか、要支援者に対して、巻き込んだ形でやっていくというのが記載されていませんでした。例えばそれにしても、地域共生課が突っ込んで、訓練をやるならばこういう形でやってくださいとか、こういうことを進めてくださいとか、そういうことまで突っ込んだ形でやっていただけているのならば内容も変わってくるでしょうし、そここのところをやっていただけたらと思います。

樋口 : 個別避難計画のことなど、関係課にも確認しながら検討したいと思います。ありがとうございます。

会長 : 前回の分科会から、全体的に具体的になってきてはいますが、災害対策についてなど、もう少し具体的にというご意見だったと思います。他にございますか。

久保木 : 災害対策に関してですが、第 1 部の「障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見」の中に、聴覚障がい者への配慮を、というご意見がありましたので、第 4 次いちかわハートフルプランの 93 ページに書かれている「また、避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。」という一文は、障がい者への避難所における配慮という点で、少し言葉を変えてもいいとは思いますが、今回の計画に入れた方がいいのではないかと思います。

樋口 : ありがとうございます。検討したいと思います。

会長 : 第 4 次いちかわハートフルプランに具体的に書かれていますし、また、障がいの種別にどんな配慮ができるのかということも記載がされていると、より具体的になるかもしれません。他にございますか。

久保木 : 73 ページについてです。就労定着支援のほかに、今度から就労選択支援が始まり、市川市障がい者就労支援センターアクセスもキャパシティがオーバーしているという状況を理解し、対策が必要と読み取りましたが、重点事業の目標値が横ばいなのは、どういう根拠なのでしょう。現状よりも下がっていますが。

夏見 : これまでの実績から考慮して目標値を入れさせていただきました。年度によってある程度増減があるため、その実績値からおおよそでこのような目標値とさせていただきますが、再度確認したいと思います。

会長 : 私からも質問ですが、33 ページ、障がい児支援の提供体制の整備についてです。令和 4 年度末の実績から考えると、この令和 5 年度目標値はどこから来ているのか、疑問に思いました。

内池 : この目標値については、第 4 次いちかわハートフルプランの策定時に掲げたもので、令和 2 年度時点の実績から目標値を定めたものになります。保育所等訪問支援で言えば、事業所数が増加しておりますので、目標値を上回る実績となっております。

会長 : 分かりました。過去に立てた目標に対する実績値であって、令和 5 年度末の実績はこれから入るということですね。  
他にはございますか。

村山 : 103 ページの住宅セーフティネット法に関する記載についてです。住宅確保要配慮者居住支援法人というのがありますが、もう少し市川市でもこれを推進して、一人暮らし支援を進めるなどという記載ができないものかなと思いました。市川よりそい支援事業でも住宅確保は大切な支援になってくると聞いていますので。

また、129 ページについてです。先ほど、市川市障がい者就労支援センターアクセスの目標値が横ばいというお話がありましたが、右肩上がりの目標値にすると、アクセスにも予算をつけなければいけないと思いますし、現状、アクセスも手一杯で、電話もなかなかつながらない、つながってもそのあと何も折り返しがないという声を聞いています。アクセスも今の予算の中では限界で、そういう中で、今後、就労選択支援がこれを補っていくのでしょうか。就労選択支援というのが初めて出てきて、説明は載っていますが、ちょっとよく分からない。どういところが行うのか、就労継続支援 A 型とか B 型とかなのか。それとも、アクセスでも事業を行うのか。市としてはどのように考えているのか、教えてください。

鳥羽 : 103 ページについては、所管課と協議させていただきたいと思います。  
就労選択支援については、法改正により障害福祉サービスに新たに追加されることは決まっていますが、具体的な姿がまだ見えてきていません。アクセスは市の委託機関であり、業務内容は就労選択支援に近いところもあります。今後、就労選択支援が開始されることにより、就労選択支援事業所が就労選択支援を行って、アクセスはさらに別の役割にシフトしていく可能性もあると思っています。

村山 : アクセスが無理でも、障害者就業・生活支援センターいちされんが別事業としてやるといった話もきていないでしょうか。

鳥羽 : そういったところもまだ見えてはいませんが、障害者就業・生活支援センターいちされんも県の委託事業ですので、市川市障がい者就労支援センターアクセスも障害者就業・生活支援センターいちされんも、就労選択支援を行う事業を実施するとなると、役割が重複するようなことも考えられます。就労選択支援がどのようなものになっていくか、今後の国の動向を注視したいと思っております。

会長 : 他にございますか。

松村 : 前回拝見した計画案よりもとても具体的になって、全然分からなかったところが分かるようになってきて、ようやく全体が見えてきたような状況ですが、そんな中で、障がいのあるお子さんや障がいのあるご身内の方がいる方などにはとても分かりやすいものになっている印象があって、それ以前の、出産する前や、発達障がいも発見されていない子育て中の方などについて、今回、私はスマイルプランというものを初めて知ったのですが、子育てをする中でこういうものがあるというのを宣伝できるような文言があると、嬉しいかなと思いました。子育てのしにくさなどを感じたときに、相談の方法や、スマイルプランの作り方などについて、学校の先生はご存じだと聞きましたが、いまクラスの中にも、障がいグレーと思われるお子さんもいて、親がこういうものを知らないから受け入れたくないという状況でずっときている方もいるように思うので、障がいのある方が身近にいない方にも訴えられるような文言が入っていると、嬉しいなという印象です。

内池 : 市川スマイルプランは、教育委員会において取組を進めているものになりますが、お子さんの成長に沿った切れ目のない支援のため、教育と福祉との連携が必要と考えております。周知の方法についても、教育部門と協議しながら考えていければと思っております。

会長 : 他にございますか。

木下 : 104 ページの重点事業に「人にやさしい道づくり重点地区整備事業」がありますが、目標値が 1 に変わっています。こんな数値が出ているというところですね。また、その他の事業で、公園施設のバリアフリー等として、「出入口のスロープ化等により段差解消を図り、誰もが安心して利用できる公園を目指します」とあって、これも当たり前なのかなと。それから、バリアフリー法の絡みの

中で、公園のトイレ整備、誰でも使いやすいバリアフリーに配慮したものにするとか、災害時に公園に避難することもありますし、トイレなどは、その入口の段階で、ピクトサインか何かで、どういうトイレなのか表示するとか、違った観点から、障がい者に優しいトイレなどの配慮をしていただけると、と思います。そういう記載にして、そういう方向でやっていただくように、担当課が違うということですが、障がい者支援課が動いて担当課と協議していただけると、と思います。

加藤 : 庁内で調整させていただければと思います。

会長 : なるほどと思ったのが、バリアフリーのトイレなのかどうかなどは、入口で分かれれば、わざわざそこまで確認しなくてもいい、というのは、例えばどこで授乳ができるのかというのも、今はあるのが当たり前になっていて、それがトイレについても、ここにあるというのが分かれば、簡単に分かったり調べたり、公園になくともインターネットで調べられたり、そんなことができるのかなと思いました。

他にございますか。

松村 : 質問ですが、高齢者福祉だと、ハートページというものがありますが、障がい者福祉でも何か冊子などはあるのでしょうか。

加藤 : 障がい福祉ハンドブックというのを作成しており、こちらに全てではありませんが事業所のリストも載せています。こちらは、市 Web サイトにも掲載しており、障害者手帳や自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付時にお渡ししているほか、希望者にもお渡ししております。

会長 : 他にございますか。

村山 : 147 ページの、成年後見制度法人後見支援事業についてです。「成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備する」というのが、イメージが湧かないのですが、今は市川市社会福祉協議会が法人後見を行っています。この他に、成年後見等を受任する事業者を募集していくということなのか、それとも、これは市川市社会福祉協議会が担っていることとイコールなのか、教えてください。



樋口 : こちらは、市川市社会福祉協議会が行っているものを指しております。現在、市川市社会福祉協議会が法人後見業務を行っております。そのほか、市民後見人の育成も行っております。

会長 : 他にございますか。

久保木 : 93 ページには、「基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”について」を記載していただきました。ここだけでなく、他のところにも説明を加えていただいて、理解しやすくなっていますが、この 93 ページを読むのには時間を要しました。これを記載したことの趣旨は、最終的には、“委託の相談支援事業所”の設置は目指さず、基幹相談支援センターの拡充を目指すということだと思いますが、ここにこのように整理を書いていた趣旨はどのようなものでしょうか。

夏見 : 少々狭くて深い話になっている部分かと思いますが、この点については、これまで市川市自立支援協議会でも議論となった、相談支援体制の整備に関わることとなります。基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業者のほか、中核地域生活支援センターなども広い意味では障害者の相談支援を担う機関となりますが、市川市で今後、どのような相談支援体制を整備していくかという議論の中で、いつも、基幹相談支援センターのほかに“委託の相談支援事業所”を作ってはどうかという意見が出されます。それについて、一定の整理からまとめを書かせていただいたものになります。

久保木 : その点は、市川市自立支援協議会でも、この方向で異論はないということでしょうか。

夏見 : 実は、2 年ほど前の市川市自立支援協議会で、このあたりはかなり議論をいたしました。その中には本日ご参加の石原委員もいらっしゃったのですが、そのときにもこの整理を市から示し、それに対しては特に異論や意見は出されませんでした。今でも同様です。

相談支援体制の整備は、市によって色々な形があり、基幹相談支援センターのほかに“委託の相談支援事業所”をいくつか置いているところもありますし、基幹相談支援センターを複数置いているところもあります。そういった中で、市川市では、何より一番は、市民から見た分かりやすさ、という点で、基幹相談支援センターの名を掲げた機関を拡充していく、という方向性で考えております。

久保木 : ありがとうございます。この中に書かれている「法第 77 条第 1 項第 3 号の業務」の説明をどこかに書いていただけるとよいかと感じました。

夏見 : 条文として少し長いものですが、どこに整理するか検討したいと思います。

会長 : このように、前回からコラムの形でまとめてくださったことで、とても理解が進んだと思っておりました。このページについては、結論を一番上に持ってきた方がいいかもしれないと思いました。ご検討ください。

夏見 : ありがとうございます。読みやすさを検討したいと思います。

会長 : 他にございますか。

村山 : 153 ページの移動支援事業についてです。見込量が、箇所数と延利用時間については増加してはいますが、実人数が減少してはいます。これはどういことでしょうか。

また、箇所数はこれだけ多いのに、利用者や利用時間が伸びないという課題も、どこかに書いていただけると、と思います。一つの事業所で 1 人か 2 人の利用者しか担当しないということもあります。介護保険の事業所が障害福祉サービス事業も担ってくださっていることもあると思われ、それはありがたいですが、サービス提供量が増えていくためにも、こういったことも課題だと書いていただけると、と思いました。

鳥羽 : 実人数のところについては、後日回答したいと思います。

利用者や利用時間が伸びないという点については、どちらかという、第 2 部の障害者計画の、79 ページのあたりに書いた方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

村山 : 利用する側としてこの数字を見たときに、こんなに事業所があるのかと期待をしてしまいますが、障がいには特化した専門の事業所がどのくらいあるのかなど、そのあたりのフォローの文言が欲しいかなと思いました。

鳥羽 : 記載の仕方を考えたいと思います。移動支援については、他市より低い報酬額となっていると思いますので、今後の見直しも検討していきたいです。

夏見 : ただ、移動支援も含め、事業所のリストは、市の Web サイトに掲載していますが、確かに移動支援の事業所の数はこれだけあります。この中で、事業所としての指定を取りながらも実質的に事業を行っていないところもあるのかもしれませんが、そこまで詳細には調べられてはおりません。

松村 : 私も Web サイトで移動支援事業所のリストを見ましたが、とても遠いところにも登録事業所がありました。これはなぜでしょうか。

鳥羽 : 障害者総合支援法の制度の中に、居住地特例の制度があるためです。例えば、市川市に居住していた方が市外のグループホームに入居した場合などが該当しますが、このような場合は、転居先の居住地で引き続き市川市による自立支援給付を受けることとなります。このため、転居先において移動支援などを利用できるよう、転居先の居住地に近い事業所の登録をすることがあります。

会長 : 他にはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

前回と比べると、随分具体的で分かりやすくなったと思います。書きぶりの難しさもあるとは思いますが、またさらに具体的に検討していただけたらと思います。

では、本日出されましたご意見などを所管課において整理していただき、計画に反映させていただきたいと思います。

その反映内容などは、10月中旬に市からメールや郵送でご連絡いただけるということですので、皆様、よろしく申し上げます。

以上で、本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。

事務局から何かございますか。

事務局 : 皆様、お疲れ様でございました。

次回は11月中旬に第3回社会福祉審議会が予定されております。

本日、様々なご意見をいただきましたので、計画に反映させていただいて、メール等で皆様に確認させていただきつつ、最終的には会長副会長に、皆様からいただいたご意見を含めて、ご一任というかたちで、了解をいただいた上で、第3回社会福祉審議会に報告をさせていただきたいと思いますが、そのような流れでいかがでしょうか。

会長 : 皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 : ありがとうございます。

それを経て、12月初旬頃から、パブリックコメント手続を行っていく予定です。意見を募集する期間は30日以上確保しますので、1月初旬頃までこの手続を行います。

その結果を踏まえ、2月初旬頃に、第4回社会福祉審議会を行う予定であります。皆様、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

会長 : ありがとうございました。

それでは、令和5年度第2回障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

**(閉会)**

令和5年9月28日

市川市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会長 丸谷 充子